

# 国立大学法人山形大学教育研究評議会規則

(平成16年4月1日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第21条第1項の規定に基づき、国立大学法人山形大学(以下「この法人」という。)に置く教育研究評議会について必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見(この法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)に関する事項(この法人の経営に関するものを除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(この法人の経営に関するものを除く。)
- (3) 山形大学学則(この法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他山形大学の教育研究に関する重要事項

## (組織)

第3条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 各学部長
  - (4) 附属図書館長
  - (5) 医学部附属病院長
  - (6) 学長が指名する教員 12人
- 2 前項第6号に掲げる評議員は、各学部ごとに当該学部(医学部にあつては医学系研究科を、工学部にあつては理工学研究科を含む。)の教授の中から当該学部において選出された者各2人とする。

## (評議員の任期)

第4条 前条第1項第6号に掲げる評議員の任期は、2年とする。ただし、評議員が欠けた場合における補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第6号に掲げる評議員は、再任されることができる。

## (議長)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

(会議)

第6条 教育研究評議会は、議長が招集する。

2 教育研究評議会は、評議員総数の3分の2以上の評議員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 教育研究評議会の議事は、会議に出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

5 第3項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められる議事については、半数以上であって教育研究評議会の定める割合以上の多数をもって議決することができる。

6 教育研究評議会は、毎月1回定例として開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。

(資料の提出等の協力)

第7条 教育研究評議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(監事の出席)

第8条 監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第9条 議長は、教育研究評議会の議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第10条 教育研究評議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、議長が教育研究評議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月11日から施行し、平成18年7月1日から適用する。